



今月の特集



1. 月末退職者の社会保険料2か月分控除
2. 老齢年金の切り上げ・繰り下げ
3. 雇用保険にも二以上事業場の手続が必要になる?
4. 自転車配達員の労災保険

1. 月末退職者の社会保険料2か月分控除

算定基礎届(※)で決定される標準報酬月額が9月度の標準報酬月額です。多くの事業所では、社会保険料を翌月の給与で控除していますので、10月の給与から新しい標準報酬月額に基づいた保険料が控除されることとなります。

一方で、給与が当月に支給される月給者で、月末退職者については退職時の給与において、退職者に退職翌月に支給される給与がなくなるため、控除漏れを防止する観点から2か月分の社会保険料を控除することが認められています。

9月末退職者の場合、8月度と9月度の標準報酬に基づいて、社会保険料を計算し控除することになります。

(退職者からの社会保険料控除)

<https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/hokenryo/nofu/20120330-01.html>

2か月分の社会保険料控除は、通常は前月分の保険料×2で算出しているケースが多いと思います。

しかし算定基礎届によって、8月度と9月度で標準報酬月額が異なる場合には、それぞれの月の社会保険料を計算し、その額を合算して給与控除することになります。間違えやすいので注意しましょう。

※算定基礎届とは、健康保険・厚生年金保険の被保険者が実際に受ける報酬と既に決められている標準報酬月額とが大きくかけ離れないよう、毎年1回、4月～6月の報酬を元に標準報酬の見直しを行う届け出を指します。

月末退職者の社会保険料2か月分控除に当たっては、下記のケースに注意して計算する必要があります。

- ・ 9月末退職者の9月給与
→算定基礎届による8月度9月度標準報酬月額差
- ・ 毎月の月末退職者の退職月給与
→月額変更届による退職月と退職前月の標準報酬月額差
- ・ 社会保険料の料率変更等
→旧保険料率と新保険料率による保険料差額等

退職者の給与から控除される社会保険料で間違いが起こらないように注意しましょう。

2. 老齢年金の繰り上げ・繰り下げ

高齢者の働き方が多様化する中で、2022年4月より老齢年金の支給開始年齢が最大で75歳まで繰り下げできるようになります。

実際に繰り下げや繰り上げをした場合、受給額はどうなるのか、試算をしてみました。

年齢時点	60歳受給開始	65歳受給開始	70歳受給開始	75歳受給開始
61歳時	76.0			
66歳時	456.0	100.0		
71歳時	836.0	600.0	142.0	
76歳時	1,216.0	1,100.0	852.0	184.0
81歳時	1,596.0	1,600.0	1,562.0	1,104.0
86歳時	1,976.0	2,100.0	2,272.0	2,024.0
91歳時	2,356.0	2,600.0	2,982.0	2,944.0

繰上支給: 1か月0.4%減額 繰下支給: 1か月0.7%増額

試算の条件は、65歳受給開始で1年間の老齢年金額を100万円の場合として計算、在職老齢年金は考慮していません。

高齢化が進む現在、年金の支給開始年齢によって、将来受け取る年金受給額は大きく異なってくるこ

とわかります。

例えば、81歳までの受給額では65歳で支給開始が1600万円で一番多くなっていますが、86歳になると70歳で受給開始が2272万円となり一番多くなっています。60歳から繰り上げて支給開始のケースと比較すると、300万円近くの差が出てくることとなります。

何歳まで働き、何歳から支給開始するか、判断に迷う結果かと思えます。

一方で年金受給額の多少とは別に、健康な身体で過ごせる期間中に年金をもらっておきたい、という希望も持つ方もいらっしゃいます。

受給開始年齢を何歳とするのが良いのかは、個人の人生観によっても異なってきますが、その判断基準の一つとして、年金の繰り上げ・繰り下げによる年金受給額の差を事前に確認しておいていただければと思います。



3. 雇用保険にも二以上事業場の手続が必要になる?

2022年1月の法改正により、二以上の雇用保険適用事業に雇用される65歳以上の者について、二つの事業を合計した週の所定労働時間が20時間以上の場合に、その者からの申出により高年齢被保険者となるできるようになります。

二つ以上の会社に勤務をする65歳以上の方は、本人が申し出た場合、雇用保険に加入をすることができるように変更となります。

手続きとしては、勤務している複数の会社から取得又は喪失に係る必要書類を会社が作成し、本人も記入をして本人がハローワーク(以下「HW」)に申出をすることとなっています。その後HWでは申出の内容を確認し、資格取得の場合→申出の日に被保険者の資格を取得、資格喪失の場合→要件を満たさなくなった日に資格を喪失の手続きをとり、その結果を本人、及び申出を提出した複数の会社にHWから通知するようです。

これはあくまでも本人の申し出によるものであるため、会社側で積極的に確認をするものではありませんが、もしこの申出があった場合、書類の作成に協力するほか、給与からの雇用保険料控除、労働保険料の年度更新手続きに計上する必要が出てきます。

2021年9月の段階では、申出に使用する用紙は専用帳票か、電子申請ができるのか等、運用面はまだ決まっていない部分が多いです。これから順次発表されていくこととなりますので、法改正に向けて情報を収集し、準備を進めておきましょう。

詳しくは下記 URL をご参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11601000/000795630.pdf>

4. 自転車配達員の労災保険

自転車配達員の方は、業務の性質やその仕事の獲得方法等から雇用契約とはみなされず、多くの方がその管理会社と業務委託契約を結んでいます。つまり個人事業主扱いになるため、今迄は労災保険の適用を受けることができませんでした。

しかし、2021年9月の法改正により、個人事業主が加入できる労災保険特別加入制度(一人親方制度)の業種の一つとして、自転車配達員が追加されました。

これにより一人親方団体に申込み、保険料等を支払えば、配達員も労災保険の適用を受けることができます。

現在、SATOグループでは配達員の労災特別加入制度の申込み準備を進めております。申込フォームなどが完成いたしましたら、HP等でご案内する予定です。



【発行元】SATO社会保険労務士法人 東京オフィス
〒170-0005
東京都豊島区南大塚 3-32-1 大塚 S&S ビル5階
TEL: 03-6831-3310

